

○都市計画法に基づく開発許可関係必要書類一覧

(1)	公共施設管理者の同意協議（法第32条）
(2)	開発行為の許可申請（法第29条）
(3)	開発行為変更許可申請（法第35条の2第2項）
(4)	開発行為変更届出（軽微な変更の場合）（法第35条の2第3項）
(5)	工事完了の届出（法第36条）
(6)	開発工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請（法第37条）
(7)	開発行為に関する工事の廃止の届出（法第38条）
(8)	予定建築物等以外の建築物等許可申請（法第42条）
(9)	開発許可に基づく地位承継届出（法第44条）
(10)	開発許可に基づく地位承継承認申請（法第45条）
(11)	公共施設の管理引継ぎ（法第39条）
(12)	帰属（法第40条）
(13)	開発行為又は建築に関する証明（規則第60条）
(14)	開発登録簿写しの交付（法第47条）

(1) 公共施設管理者の同意協議（法第32条）

必要部数：正本1部、副本2～3部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 公共施設の管理者の同意協議申請書			別紙様式
2 従前の公共施設調書			別紙1
3 新たに設置される公共施設調書			別紙2
4 現況図	方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1mを超える切土又は盛土部分の表土の状況。	1/2,500以上	公共施設の区分を色別し、番号を付すること。
5 土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状。	1/1,000以上	公共施設の区分を色別し、番号を付すること。生活排水、雨水等の放流先も明示すること。
6 開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位。	1/50,000以上	
7 開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）。	1/2,500以上	
8 更正図（公図）	隣接土地の形状、所有者氏名を含む。	1/500程度	直近3か月以内のもの、または行政書士等が作成したもの。行政書士等が作成したものは、転写年月日、場所、製作者を明示すること。
9 造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配。	1/1,000以上	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
10 造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面。	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
11 道路縦断面図	測点、勾配、計画高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線。	1/500以上	
12 道路横断面図	路面・路盤の詳細、雨水樹及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状および寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配。	1/50以上	
13 排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称。	1/500以上	
14 排水施設縦断面図	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管低高。	1/500以上	
15 排水施設構造図	構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口）。	1/50以上	終末処理施設を設けた場合は、その図書を添付すること。
16 給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置。	1/500以上	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
17 がけの断面図	がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が2種類以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ）、切土または盛土する前の地盤面ならびにがけ面の保護の方法。	1/50以上	①切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 ②擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
18 擁壁の断面図	擁壁の寸法および勾配、擁壁の材料の種類および寸法、裏込コンクリートの寸法と透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質ならびに基礎杭の位置、材料及び寸法。	1/50以上	
19 委任状			申請手続等を行政書士等に委任した場合。
20 設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画を記載した図書		自己の居住用の開発行為の場合は不要。
21 土地の明細書			開発区域が3筆以上の場合必要。
22 土地の登記簿謄本(全部事項証明書)			直近3ヵ月以内のもの。コピー不可。
23 住宅明細図			
24 現況写真	開発区域の状況を2面以上から撮影した写真を添付。現況図に撮影方向を記載すること。境界点がわかる写真も添付。		
25 実測図、開発区域求積図	開発区域全体の求積表。敷地面積の計算及び各辺の寸法を明記する。宅地分譲の場合は、予定区画を図示する。	1/500程度	
26 従前の公共施設求積図			
27 新たに設置される公共施設求積図			
28 各種構造図の詳細	ゴミステーション、消火栓など		必要に応じて添付
29 地下埋設物関係図			必要に応じて添付
30 公園施設設計画平面図、断面図			必要に応じて添付
31 予定建築物の平面図	建築面積、延床面積がわかるようにすること。		必要に応じて添付
32 予定建築物の立面図			必要に応じて添付
33 構造計算書			鉄筋コンクリート擁壁。重力式コンクリート擁壁等を設置する場合。
34 安定計算書			擁壁の高さが1mを超える場合または擁壁で保護しないがけがある場合必要。
35 調整池要否検討書			新潟県河川流域開発審査指導要領(案)及び調整池等設置基準(案)のとおり。排水施設及び防災施設の構造を決定する際に作成した水利計算書を添付。 非自己用の場合も検討が必要。
36 排水計算書			排水施設の構造を決定する際に作成した排水流量の計算書を添付。

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(2) 開発行為の許可申請（法第29条）

必要部数：正本1部、副本2～3部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発行為許可申請書			別記様式第二（第十六条関係）
2 設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設計画等		自己の居住用の開発行為の場合は不要。
3 開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
4 開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）	1/2,500以上	
5 現況図	方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1mを超える切土又は盛土部分の表土の状況。	1/2,500以上	公共施設の区分を色別し、番号を付すること。
6 土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状。	1//1,000以上	
7 造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配。	1/1,000以上	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
8 造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面。	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
9 道路縦断面図	測点、短距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、道路記号、基準高(BM)	1/500以上	
10 道路横断面図	路面・路盤の詳細、雨水枘及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配。	1/50以上	
11 排水施設計画平面図	排水区域の区域界ならびに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称。	1/500以上	
12 排水施設縦断面図	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管低高。	1/500以上	
13 排水施設構造図	構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水枘、吐口）	1/50以上	終末処理施設を設けた場合は、その図書を添付すること。
14 給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置。	1/500以上	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
15 防火水槽構造図		1/50以上	
16 がけの断面図	がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が2種類以上であるときは、それぞれの土質およびその地層の厚さ）、切土または盛土する前の地盤面ならびにがけ面の保護の方法。	1/50以上	①切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 ②擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
17 擁壁の断面図	擁壁の寸法および勾配、擁壁の材料の種類および寸法、裏込コンクリートの寸法と透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質ならびに基礎杭の位置、材料及び寸法。	1/50以上	
18 排水計算書			排水施設の構造を決定する際に作成した排水流量の計算書を添付。

	必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
19	法第32条に基づく同意書(写し)	開発行為に係る公共施設の管理者の同意を得たことを証する書面。現在の公共施設の管理者の同意書。		
20	法第32条に基づく協議書の写し	開発行為及びそれに関する工事により設置される公共施設を管理することになるもの等との協議経過を示す書面。新たな公共施設の管理者の協議書。		阿賀野市以外の公共施設管理者と協議した場合は添付。
21	申請地の土地所有者等関係権利者の同意書	開発区域及び隣接地の所有者、賃借権者、抵当権者等の同意。		申請人と同一人物であれば不要。隣接地については、隣接する世帯を対象。不同意については、その経緯を記した資料を添付する。
22	関係団体等の同意書	地元自治会、土地改良区、農家組合、公共施設管理者等の同意。		農業排水に排水を流す場合、土地改良区等に協議必要。
23	土地の登記簿謄本(全部事項証明書)			直近3ヵ月以内のもの。法第32条に基づく協議済みの場合は、コピー可。
24	資金計画書			別記様式第三(第十六条関係)。非自己用または10,000㎡を超える場合必要。
25	申請者の資力を証する書類	申請者に当該開発行為を行うために必要な資力信用があることを証する資金調達、事業実績に関する書類。預金残高証明書または融資証明書など。		非自己用または10,000㎡を超える場合必要。
26	工事施工者に関する調書	工事施工者に当該開発行為を行うために必要な能力があることを証する書類。法人の場合は、定款と登記事項証明書を添付。		非自己用または10,000㎡を超える場合必要。
27	設計者の資格に関する調書			10,000㎡を超える場合必要。
28	委任状			申請手続等を行政書士等に委任した場合。
29	更正図(公図)	隣接土地の形状、所有者氏名を含む。	1/500程度	直近3ヵ月以内のもの、または行政書士等が作成したもの。行政書士等が作成したものは、転写年月日、場所、製作者を明示すること。
30	土地の明細書			開発区域が3筆以上の場合必要。
31	従前の公共施設調書			別紙1
32	新たに設置される公共施設調書			別紙2
33	申請者の住民票(法人の場合は、登記事項証明書)			コピー不可。
34	農地転用許可申請書(写し)			農地転用許可が必要な場合。
35	法定外公共物使用許可書(写し)			赤道等の法定外公共物を使用する場合。
36	道路工事施工承認申請書(写し)道路法第24条			国県市道への乗り入れ新設や変更がある場合、または排水を国県市道の側溝へ接続する場合。
37	道路占用許可申請書(写し)道路法第32条			
38	事前協議回答の写し			関係機関等と事前協議を要する場合。
39	事前協議回答に対する措置書	打合せを要す内容については、いつ、誰と打ち合わせした結果なのか記載すること。		関係機関等と事前協議を要する場合。
40	現況写真	開発区域の状況を2面以上から撮影した写真を添付。現況図に撮影方向を記載すること。境界点がわかる写真も添付。		
41	実測図、開発区域求積図	開発区域全体の求積表。敷地面積の計算及び各辺の寸法を明記する。宅地分譲の場合は、予定区画を図示する。	1/500程度	

	必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
42	各種構造図の詳細	ゴミステーション、消火栓など		必要に応じて添付
43	地下埋設物関係図			必要に応じて添付
44	公園施設計画平面図、断面図			必要に応じて添付
45	予定建築物の平面図	建築面積、延床面積がわかるようにすること。		必要に応じて添付
46	予定建築物の立面図			必要に応じて添付
47	構造計算書			鉄筋コンクリート擁壁。重力式コンクリート擁壁等を設置する場合。
48	安定計算書			擁壁の高さが1mを超える場合または擁壁で保護しないがけがある場合必要。
49	調整池要否検討書			新潟県河川流域開発審査指導要領(案)及び調整池等設置基準(案)のとおり。排水施設及び防災施設の構造を決定する際に作成した水利計算書を添付。 非自己用の場合も検討が必要。
50	その他			必要に応じて添付

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(3) 開発行為変更許可申請（法第35条の2第2項）

必要部数：正本1部、副本2～3部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発行為変更許可申請書			第1号様式（第2条関係）
2 開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
3 開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）	1/2,500以上	
4 変更説明書	開発行為の変更を必要とする理由、変更の内容を具体的に記載した書類。		
5 変更に係る書類	開発行為の許可申請図書に準じて、変更に関係がある書類、図面等を作成し添付。		

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(4) 開発行為変更届出（軽微な変更の場合）（法第35条の2第3項）

必要部数：正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発行為変更届出書			第7号様式（第3条関係）
2 変更に係る書類	開発行為許可申請に添付した図書のうち変更に係るもの。		

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(5) 工事完了の届出(法第36条)

必要部数:正本1部

	必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	工事完了届出書			別記様式第四(第二十九条関係)。届出書様式中「2工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称」には、代表地番とその他の筆数を記入。
2	開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
3	開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)	1/2,500以上	
4	更正図(公図)	隣接土地の形状、所有者氏名を含む。	1/500程度	直近3カ月以内のもの、または行政書士等が作成したもの。行政書士等が作成したものは、転写年月日、場所、製作者を明示すること。
5	土地の明細書			開発区域が3筆以上の場合必要。
6	現況図	方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1mを超える切土又は盛土部分の表土の状況。	1/2,500以上	公共施設の区分を色別し、番号を付すること。
7	土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状。	1//1,000以上	
8	実測図、開発区域求積図	開発区域全体の求積表。敷地面積の計算及び各辺の寸法を明記する。宅地分譲の場合は、予定区画を図示する。	1/500程度	
9	工事完了写真	工事の施工中、完了状況を撮影した写真を添付。		完成時に不可視になる部分は、特に入念に記録すること。
10	工事施工者に関する調書	工事施工者に当該開発行為を行うために必要な能力があることを証する書類。法人の場合は、定款と登記事項証明書を添付。		非自己用または10,000㎡を超える場合必要。
11	公共施設工事完了届出書			別記様式第五(第二十九条関係)。届出様式中「2工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称」には、代表地番とその他の筆数を記入。
12	開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
13	開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)	1/2,500以上	
14	従前の公共施設調書			別紙1
15	新たに設置される公共施設調書			別紙2
16	道路縦断図	測点、短距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、道路記号、基準高(BM)	1/500以上	出来形図
17	道路横断図	路面・路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配。	1/50以上	出来形図
18	排水施設計画平面図	排水区域の区域界ならびに排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称。	1/500以上	出来形図

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

	必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
	公共施設工事完了届出書			
19	排水施設縦断図	マンホール記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管低高。	1/500以上	出来形図
20	排水施設構造図	構造詳細図(開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口)	1/50以上	出来形図
21	給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置。	1/500以上	出来形図
22	防火水槽構造図		1/50以上	出来形図
23	更正図(公図)	隣接土地の形状、所有者氏名を含む。	1/500程度	直近3ヵ月以内のもの、または行政書士等が作成したもの。行政書士等が作成したものは、転写年月日、場所、製作者を明示すること。
24	工事完了写真	工事の施工中、完了状況を撮影した写真を添付。		完成時に不可視になる部分は、特に入念に記録すること。
25	各種構造図の詳細	ゴミステーション、消火栓など		出来形図
26	地下埋設物関係図			出来形図
27	公園施設計画平面図、断面図			出来形図
28	出来形・品質管理図表	施工計画書で定めた基準との照査結果。		
29	材料の品質証明資料			

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(6) 開発工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請（法第37条）

必要部数：正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発工事完了公告前の建築物の建築、特定工作物の建設承認申請			第2号様式（第2条関係）
2 開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
3 開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界（赤枠）	1/2,500以上	
4 土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状。	1/1,000以上	
5 建築物等の設計図	建築物又は特定工作物の各階平面図、立面図（2面以上）及び敷地に対する配置図（建築物の階数、構造、建築面積を建築物別に明示）		

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(7) 開発行為に関する工事の廃止の届出（法第38条）

必要部数：正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発行為に関する工事の廃止の届出書			別記様式第八（第三十二条関係）
2 委任状	許可申請時に添付した委任状の写しでも可。		
3 状況写真	工事を廃止したときの開発区域の状況を撮影した写真を添付		

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(8) 予定建築物等以外の建築物等許可申請（法第42条）

必要部数：正本1部

	必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	予定建築物等以外の建築物等許可申請書			第3号様式（第2条関係）
2	用途別現況図	方位、開発区域の位置、許可を受けようとする敷地の位置、周辺の建築物の用途。	1/3,000以上	
3	委任状			申請手続等を行政書士等に委任した場合。
4	申請者の住民票（法人の場合は、登記事項証明書）			コピー不可。
5	申請地の土地所有者等関係権利者の同意書	開発区域及び隣接地の所有者、賃借権者、抵当権者等の同意。		申請人と同一人物であれば不要。隣接地については、隣接する世帯を対象。不同意については、その経緯を記した資料を添付する。
6	関係団体等の同意書	地元自治会、土地改良区、農家組合、公共施設管理者等の同意。		農業排水に排水を流す場合、土地改良区等に協議必要。
7	農地転用許可申請書（写し）			農地転用許可が必要な場合。
8	法定外公共物使用許可書（写し）			赤道等の法定外公共物を使用する場合。
9	道路工事施工承認申請書（写し）道路法第24条			国県市道への乗り入れ新設や変更がある場合、または排水を国県市道の側溝へ接続する場合。
10	道路占用許可申請書（写し）道路法第32条			
11	更正図（公図）	隣接土地の形状、所有者氏名を含む。	1/500程度	直近3ヵ月以内のもの、または行政書士等が作成したもの。行政書士等が作成したものは、転写年月日、場所、製作者を明示すること。
12	土地の明細書			開発区域が3筆以上の場合必要。
13	土地の登記簿謄本（全部事項証明書）			直近3ヵ月以内のもの。コピー不可。
14	土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状。	1/1,000以上	公共施設の区分を色別し、番号を付すること。生活排水、雨水等の放流先も明示すること。
15	建築物等の設計図	建築物又は第一種特定工作物の各階平面図、立面図（2面以上）及び敷地に対する配置図（建築物の階数、構造、建築面積、延床面積を明示）。既存建築物の用途を変更する場合、若しくは一部改装又は増築して用途を変更する場合は、既存建築物の平面図を添付。		
16	現況写真	敷地及びその周辺の状況を撮影した写真を添付。		
17	排水計算書			既存の排水施設に変更が生じる場合、必要。排水施設の構造を決定する際に作成した排水流量の計算書を添付。

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(9) 開発許可に基づく地位承継届出 (法第44条)

必要部数: 正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発許可に基づく地位承継届出書			第8号様式(第4条関係)
2 委任状			申請手続等を行政書士等に委任した場合。
3 開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
4 開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)	1/2,500以上	
5 地位の承継の証明資料	地位を承継したことを証する書面		

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(10) 開発許可に基づく地位承継承認申請 (法第45条)

必要部数: 正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発許可に基づく地位承継承認申請書			第4号様式(第2条関係)
2 委任状			申請手続等を行政書士等に委任した場合。
3 開発区域位置図	開発区域とその位置、主要道路、主要交通機関からの経路名称、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	1/50,000以上	
4 開発区域区域図	方位、地形、開発区域の境界(赤枠)	1/2,500以上	
5 地位の承継の証明資料	地位を承継したことを証する書面		
6 申請者の資力を証する書類	申請者に当該開発行為を行うために必要な資力信用があることを証する資金調達、事業実績に関する書類。預金残高証明書または融資証明書など。		
7 申請地の土地所有者等関係権利者の同意書	開発区域及び隣接地の所有者、賃借権者、抵当権者等の同意。		申請人と同一人物であれば不要。隣接地については、隣接する世帯を対象。不同意については、その経緯を記した資料を添付する。

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(11) 公共施設の管理引継ぎ（法第39条）

必要部数：正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 公共施設の管理引継書			別紙様式
2 従前の公共施設調書			別紙1
3 新たに設置された公共施設調書			別紙2
4 土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状。	1/1,000以上	
5 現況図	方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さ10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さ1mを超える切土又は盛土部分の表土の状況。	1/2,500以上	開発行為前の状況。公共施設の区分を色別し、番号を付すること。
6 出来形図	道路、給排水、公園、消火栓等の出来形図。		

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(12) 帰属（法第40条）

必要部数：正本1部

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 帰属願い			別紙様式
2 位置図			
3 更正図（公図）			コピー不可。
4 土地の登記簿謄本（全部事項証明書）			コピー不可。
5 地籍測量図			
6 登記原因証明情報兼登記承諾書			別紙
7 印鑑証明書			コピー不可。
8 法人登記事項証明書			コピー不可。

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(13) 開発行為又は建築に関する証明（規則第60条）

必要部数：正本1部、副本1部 ※手数料(1件300円)が別途かかります

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発行為又は建築に関する証明申請書兼証明書			別紙様式
2 位置図			
3 更正図(公図)	隣接土地の形状、所有者氏名を含む。	1/500程度	直近3か月以内のもの、または行政書士等が作成したもの。行政書士等が作成したものは、転写年月日、場所、製作者を明示すること。
4 土地の登記簿謄本(全部事項証明書)			直近3か月以内のもの。
5 配置図(土地利用計画図)	雨水排水計画を明示。	1/1,000以上	
6 予定建築物の平面図、立面図		1/500以上	

※ 添付図面等には設計者の署名が必要です。

(14) 開発登録簿写しの交付（法第47条）

必要部数：正本1部 ※手数料(1枚470円)が別途かかります

必要書類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 開発登録簿写しの交付申請書			第5号様式(第2条関係)